

令和 3 年 6 月 17 日現在

機関番号：34314

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2020

課題番号：17K12625

研究課題名(和文)原子力発電所事故に伴う損害賠償制度に関わる実証的研究-新たな重要課題を踏まえて-

研究課題名(英文)Problems of Compensation for Damages System to Nuclear Power Plant Accident

研究代表者

久保 壽彦(KUBO, TOSHIHIKO)

佛教大学・社会学部・教授

研究者番号：00454512

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：・原子力発電所事故によって被害を被った被害者に対する完全賠償及び電力の安定供給を研究の目的として取り組み、特に被害者に対する損害賠償については、現行の損害賠償制度を基本としつつも電力会社ごとに経営体力が大きく異なることから、事業規模別に最適な損害賠償制度の構築を目指し、電力会社を経営規模別に3グループ化し、東京電力のような大規模グループは現行制度を維持し、中規模グループについては、賠償資金を事前にプールするような預金保険制度類似の保険制度を新設し、小規模グループについては、倒産手続や事業再生手法を活用し、損害賠償制度を構築する旨提言を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

・我が国において公害を発生させた企業は、地域住民等にその損害を賠償する場合は、発生企業1社が全責任を負って賠償を実施する(例えば、水俣病災害)が、それでは原子力災害のような巨額の損害賠償が必要な災害に対しては、国の補助があったとしても1社では賄いきれないという事態も想定されなければならない。そのためには、電力会社の規模に応じた肌理細かな損害賠償制度の創設が不可欠である。本研究は、従来の公害等の賠償の仕組みを根底から見直し、被害者目線に立った新たな損害賠償制度の構築を提言したところに学術的意義があり、被害者の保護を強化するとするところに社会的意義がある。

研究成果の概要(英文)：For the purpose of research, I will work on complete compensation for victims damaged by the nuclear power plant accident and stable supply of electric power. Especially for damage compensation for victims, each electric power company will be based on the current damage compensation system. Since the management strengths differ greatly, I aimed to build an optimal damage compensation system for each business scale, grouped electric power companies into three groups according to management scale, and large-scale groups such as TEPCO maintained the current system, and for medium-sized groups. A new insurance system similar to the deposit insurance system that pools compensation funds in advance was established, and for small groups, it was recommended to build a damage compensation system by utilizing bankruptcy proceedings and business revitalization methods.

研究分野：民法

キーワード：原子力損害賠償 不法行為 電力会社

研究成果内容ファイル（久保壽彦）

1．研究開始当初の背景

(1) 研究開始当初、東京電力福島原発事故に伴う被害者への損害賠償額は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（2011年発足当初は、原子力損害賠償等支援機構）が2011年10月発足当初では5兆円と試算され、国への資金の返還も15～20年と推定されていたが、研究開始当初の2016年ではすでに5兆円を超過し、今後原子力発電所の廃炉等に係る費用を加味すると10兆円を超える支出が見込まれ、同返還も30年以上になるのではないかと試算していた。

他方で、原子力損害賠償法や原子力損害賠償・廃炉等支援機構法では、事故を発生させた電力会社1社が無過失責任を負い、そして事故被害者への賠償を行うこととしており、東京電力のような大規模電力会社であっても、将来国に対して10兆円を超える、いわゆる資金の返還を行わなければならない状況下にあった。

(2) 現行制度を維持する限り、万一他の電力会社が原子力事故を発生させた場合、とりわけ東北電力等のような中規模電力会社や北海道電力のような小規模電力会社が事故を発生させ、福島原発事故と同様の10兆円程度の損害賠償が必要とされた場合、国への返還は、それぞれの電力会社の事業規模から推測して200年以上になる可能性があった。

このような背景から、現行の損害賠償制度を見直し、電力会社の経営規模に応じた肌理細かな損害賠償制度の構築が必要とした。

(3) 国においても、原子力損害賠償等支援機構法が2011年8月に成立した際に、2～3年後に見直しをすることが付帯条件とされていたことから、2011年12月に原子力委員会の下に原子力損害賠償制度専門部会が設置され、現行の法的枠組みの適切性や改正点が議論され、2016年12月にパブリックコメントを経て、「原子力損害賠償制度の見直し」が提言された。その結果、大きな修正点は設けられなかったが、検討事項として、電力会社の倒産手続や事業再生手続の可能性が示唆された点はこれまでの電力会社行政に踏み込んだ大きな転換であったと思われる。

2．研究の目的

(1) 原発事故被害者に完全な賠償を行うために現行の損害賠償制度を再構築することを目的とした。すなわち、事業者の事業規模別に損害賠償の枠組みを再検証し、新たな損害賠償制度を構築することを本研究の目的とする。具体的には、電力の安定供給にも配慮した上で、大規模事業者（東京電力・中部電力・関西電力）については現行制度を踏襲し、中規模事業者（東北電力、中国電力、九州電力）は、各電力会社による現行の特別負担金・一般負担金拠出制度をさらに深化させ、銀行などの金融機関が係り取り組む預金保険制度に類似した保険制度の創設を提言し、最後に小規模事業者（北海道電力・北陸電力・四国電力・その他電力会社）については、事業者向けの企業再生手法の確立や「原子力事業者向け更生特例法（仮）」の立法及び政策提言を行うことを目的とした。

(2) 現行の損害賠償制度の検証に補足するものとして、福島県双葉郡大熊町等の直接の被害地域を訪問し、損害賠償に係る復興状況を目のあたりにしたうえで、原子力事故の重篤性を研究成果の発信に付け加え、また福島原発事故に係る損害賠償訴訟についてもその動向を注視する等して、現行の損害賠償制度の検証に組み入れた。

3．研究の方法

本研究における研究方法については、各年度ともに研究者や研究機関との連携、倒産手続や事業再生に係る研究会・シンポジウムへの参画、原発損害賠償請求および損害賠償制度に係る学術論文・裁判例等の研究、本研究に係る研究発表や研究論文の発出、専門部会の提言に対するパブリックコメント、福島県双葉郡大熊町等事故被害地などの実査等を柱に研究を進捗させ、具体的には以下を行った。

(1) 専門部会における審議動向の検証

・原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会では、計14回の審議（平成28年10月現在）がなされている。この審議結果は今後の損害賠償制度の構築に大きな影響を与えることから、その審議動向を把握し、パブリックコメントが寄せられた場合、基盤C研究を基礎とする本研究の研究成果に基づき私見をコメントした。

(2) 国と東京電力、さらには他の原子力事業者と新電力算入業者間の負担を巡る論議の動向把握

・当初損害賠償額は、9兆円を上回る可能性がある。本年10月6日の報道によれば、今後さらに8兆円を超える負担（総額17兆円）が生じ、東京電力1社の負担では限界が生じるため、政

府支援を求めるなど、政府と東京電力、さらには他の原子力事業者、新電力算入業者との負担を巡る議論や駆け引きが本格化することが予想され、その動向についても随時把握した。

(3) 原子力事業者を取り巻く経営上の環境変化等の把握

・平成 28 年 4 月より電力自由化が開始し、将来的には既存の原子力事業者の経営にも影響を与える可能性があること、電力会社の送配電分離、持ち株会社化などシステム改革に伴う電力会社の組織変更などを積極化していることなど、原子力事業者の取り巻く経営上の環境変化をフォローした。

(4) 原発損害賠償請求および賠償制度に係る学術論文・裁判例等の研究

・損害賠償制度に係る研究については、一橋大学山本和彦教授論文や遠藤典子氏「原子力損害賠償制度再構築への視点」など複数の論稿が発出され、今後も多くの論稿や将来の損害賠償制度に係る研究が数多く発出されると推測されたため、それら論稿に対する研究を行い、付随して多くの論稿や情報等収集し分析・研究を行った。

(5) 研究機関との連携

・日本経団連 21 世紀政策研究所、福島大学うつくしまふくしま未来支援センター、国際環境経済研究所とも密接に連携し、研究内容についての情報交換を行った。福島大学同センターや同大学相双リサーチセンター及び福島県双葉郡大熊町等の事故被害地については、平成 30 年に訪問し、地元ヒヤリングや東京電力廃炉資料館等を実査し事故被害地の復興状況の進捗や今後の課題等について確認を行った。

(6) 各界研究者・専門家の知見・見解の聴取

・原発損害賠償制度の有り様については、森嶋昭夫名古屋大学名誉教授、原発損害賠償と行政との関係についてや電力会社の会計上の諸問題について、また原発損害賠償の種々の法的問題について福島県における被害者の原状や社会的課題について等についても、それぞれ専門的に研究する研究者から知見を得たいと考えた。
・数多くの倒産処理や事業再生を扱う弁護士や倒産処理研究者及び裁判官で構成される「倒産・再生法実務研究会」や「事業再生研究機構」、「危機管理研究会」等々の研究会・勉強会や検討委員会に積極的に参画し、本研究の課題及び解決策について多くの研究者・専門家から知見・見解を聴取する。

4. 研究成果

(1) 研究成果について

・本研究では、原発事故に伴う損害賠償制度については、被害者への徹底した賠償を実施するためには、現行制度に加えて原子力事業者の規模に応じた損害賠償制度が必要と提言し、原子力委員会原子力損害賠償専門部会による「損害賠償制度についての見直し」において、同提言が取り入れられた。被害者の損害賠償請求は倒産手続において、その弁済順位が一般債権者と同順位であるところ、特別法（「原子力事業者における更生特別法（仮）」）等によって、一般債権に優先する特別な優先債権又は共益債権に位置付けることが可能であること等を明らかにしてきた。さらに、事業再生の分野では、会社法 484 条 3 項に係る破産管財人の取戻権の行使が最近のメインの事業再生手法である第二会社方式の再生にとって大きな支障となり得ることを明らかにし、立法上の整序とそれまでの実務運用について提言を行った。

(2) 具体的研究結果の発信等

2017 年度

1. 研究発表『原子力事業者を取巻く諸環境の変化について』、立命館大学第 27 回税財政研究会、2018 年 2 月 23 日
2. 「原子力事業者に係る新たな論点」、立命館経済学 65 巻 6 号、157-176、2017

2018 年度

1. 研究発表『原子力損害賠償制度専門部会の提言と他の動向について』、立命館大学第 37 回税財政研究会、2019 年 3 月 8 日
2. 「原子力事業者を取巻く諸環境の変化について」、2017 年度立命館大学社会システム研究所重点研究プログラム・グローバル社会における格差是正と法制・税財政に関する研究、5-24、2018

2019 年度以降

1. 研究発表『原子力損害賠償制度専門部会の最終提言の影響について』、立命館大学商法研究会、2019 年 7 月 2 日
2. 「原子力損害賠償制度専門部会の提言と他の動向について」、2018 年度立命館大学社会システム研究所重点研究プログラム・グローバル社会における格差是正と法制・税財政に関する研究、5-18、2019

- 3 . 研究発表『会社法 484 条 3 項に係る一考察 - 令和 2 年 2 月 27 日福岡高裁那覇支部判決を題材にして - 』、立命館大学商法研究会、2021 年 4 月 26 日
- 4 . 「金融取引法の課題（ 5 ） - 会社法 484 条との関係 - 」、立命館経済学第 70 巻第 2 号、1-18,2021

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

| | |
|--|--------------------|
| 1. 著者名 久保 壽彦 | 4. 巻 なし |
| 2. 論文標題 原子力損害賠償制度専門部会の提言と他の動向について | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 2018年度立命館大学社会システム研究所重点研究プログラム報告書 | 6. 最初と最後の頁 5-18 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|--------------------|
| 1. 著者名 久保壽彦 | 4. 巻 1 |
| 2. 論文標題 原子力事業者を取り巻く諸環境の変化について | 5. 発行年 2018年 |
| 3. 雑誌名 2017年度立命館大学社会システム研究所重点研究プログラム報告書 | 6. 最初と最後の頁 5-24 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 久保 壽彦 | 4. 巻 65巻6号 |
| 2. 論文標題 原子力事業者に係る新たな論点 | 5. 発行年 2017年 |
| 3. 雑誌名 立命館経済学 | 6. 最初と最後の頁 157-176 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|----------------------|
| 1. 著者名 久保 壽彦 | 4. 巻 70巻2号 |
| 2. 論文標題 金融取引法の課題（5） | 5. 発行年 2021年 |
| 3. 雑誌名 立命館経済学 | 6. 最初と最後の頁 1 - 18 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

| |
|--------------------------------------|
| 1. 発表者名 久保 壽彦 |
| 2. 発表標題 原子力損害賠償制度専門部会の提言と他の動向について |
| 3. 学会等名 立命館大学商法研究会 |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|----------------------------|
| 1. 発表者名 久保壽彦 |
| 2. 発表標題 原子力事業者を取り巻く動向 |
| 3. 学会等名 立命館大学第27回税財政研究会 |
| 4. 発表年 2017年 |

| |
|------------------------------|
| 1. 発表者名 久保壽彦 |
| 2. 発表標題 原子力事業者を取り巻く諸環境の変化 |
| 3. 学会等名 立命館大学第37回税財政問題研究会 |
| 4. 発表年 2018年 |

| |
|----------------------------|
| 1. 発表者名 久保 壽彦 |
| 2. 発表標題 会社法484条3項に係る一考察 |
| 3. 学会等名 立命館大学商法研究会 |
| 4. 発表年 2021年 |

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|--|---------------------------|-----------------------|----|
|--|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|